

地域が見守る・気にかける みんなで防ぐ虐待

障がい者虐待防止とは

障がいのある方の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

この法律は、障がい者を支援している家族や福祉施設、そして障がい者を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、万が一虐待が起きてしまったときの対処方法などを規定しています。

障がい者虐待防止とは、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持し、安定した生活を送ることが出来るよう支援することです。障がい者虐待は、虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されている障がい者が声に出せない場合があります。そのため、虐待を早期発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

高齢者虐待防止とは

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)が平成18年4月から施行されています。

この法律は、高齢者(65歳以上)に対する家族などの養護者や要介護施設従事者による虐待の防止を目的としています。

地域ぐるみで高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまっている家族などを支援することも大切です。

介護者の孤立や介護疲れなどにより高齢者への接し方が乱暴になるなど、虐待の自覚や不安があっても改善できない場合もあります。養護する側への適切な指導や支援が必要です。

「もしかしたら虐待かも」と思ったら、迷わず相談・通報をお願いします。

第三者が介入することで虐待の深刻化が防げます。

虐待に関する相談窓口

●本村の相談窓口 すこやかセンター内福祉課

(保健センター、地域包括支援センター、飛島村障害者虐待防止センター)

※夜間・土曜・日曜および祝日は、飛島村役場 宿日直対応

●認知症に関しての村外での相談窓口

【高齢者】認知症の人と家族の会 電話相談 ☎0120-294-456

午前10時～午後3時(土曜・日曜および祝日を除く)

ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

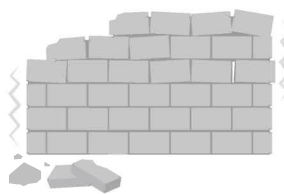
●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課





海部歴史研究会講演会「海部歴史研究会30年をむかえて」郷土研究の諸相

海部歴史研究会は発足から30年をむかえることとなりました。今回の講演会では原点に立ち返り「郷土研究」に焦点をあて、海部各地の学芸員が2つのテーマに分かれて報告を行う分科会形式にて開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

■テーマ

●フロアA『地域史の再検討』

・「長島一向一揆に関する通説の再検討―海部地域を中心として―」

・「海部から歴史を読み直す」

●フロアB『地理環境と地域の文化』

・「尾張西部の河川の流れと文化の道」

・「海部地域の子供ザイレ」

●主催

蟹江町教育委員会

協力 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、飛鳥村

の各教育委員会およびあま市七宝焼アートヴィレッジ

●日時 3月13日(土)午後2時～4時(開場 午後1時30分)

●場所

蟹江町産業文化会館
(蟹江中央公民館分館)

●対象

合計100名(事前申込制)

●参加費

無料

●申込方法

参加を希望するフロアを選択いただき、蟹江町歴史民俗資料館窓口へお申込みください。(事前申込制。希望者多数の場合は抽選を行います。)

●申込期限

2月19日(金)

●問合せ先

蟹江町歴史民俗資料館(月曜休館)

☎ 95-3812

病気とともに暮らす

お子さんの家族の為にオンライン交流会

講演会「安心して園や学校で過ごすためのヒント」

※講演後に交流会を行います。

※講演のみの参加も可能です。

●講師

藤田医科大学 保健衛生学部

田崎 あゆみ 准教授(小児看護専門看護師)

●交流会アドバイザー

藤田医科大学 田崎 あゆみ 准

教授

難病のこども支援東海ネットワーク会員

愛知県難病の会運営委員

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります。

●日時 3月4日(木)

午前10時～正午

●場所

インターネット上

●対象

愛知県在住の病気とともに暮らすお子さんをもつ家族

●参加費

無料

●持ち物

インターネットにつながるスマートフォンまたはパソコンが必要です。

アプリをダウンロードしていただく場合があります。

●申込期限

2月18日(木)

●申込み・問合せ先

津島保健所 健康支援課

☎ 26-4137

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052-522-2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご案内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

建物の成り立ち
資産・生活環境の向上
防災・安全対策・火災
不審な建物の侵入

愛知県消費生活モニター の募集について

県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

●モニターの主な活動

①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・情報提供

②消費生活に関するアンケートへの回答(年一回程度)

③生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合)

④消費者行政に関する意見・要望の提出

⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供

⑥研修会(年一回の予定)への出席(交通費は自己負担)

●応募条件

県内にお住まいの満20歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く。)

●任期

県が依頼した日(令和4年3月31日(木))

●謝礼

年額1,500円以内(予定)

●申込期限

2月19日(金)消(有効)

●応募方法

市区役所、町村役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布されている所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申込みください。応募は県ホームページからも受け付けます。

●ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/kemin/shohseikatsu/bo/ut/monitor.html>

●問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

☎ 052-954-6163

FAX 052-972-6001



ハローワーク津島

就職フェア

開催のお知らせ

ハローワーク津島は、採用に意欲的な地元企業28社(予定)が参加する「ハローワーク津島 就職フェア」を開催します。

就職氷河期世代の方、令和3年3月に高校を卒業する方で就職を希望する方も含め、就職/転職をめざし就職活動中の方が対象です。

当日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施いたします。マスク着用、検温、換気および消毒にご協力をお願いします。詳しくは、ハローワーク津島までお問合せください。

●日時 3月4日(木)

午後1時30分～4時

(開場 午後1時)

●場所

津島市文化会館 大ホール

津島市藤浪町3-89-10

●問合せ先

ハローワーク津島 企業支援・専門援助部門

☎ 43-3911

職業相談部門

☎ 26-3159

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況(令和2年12月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
12月	0	0	0	0	0
1～12月	2	0	0	4	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
12月	0	0	0	0	0
1～12月	5	0	1	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
12月	2	0	0	1	
1～12月	5	5	0	10	